

労災保険給付・特別支給金早わかり

下記から厚生労働省関係資料などにリンクしています

仕事に関連してケガをしたとき [「療養補償の請求手続」](#)
 休んだとき [「休業補償の請求手続」](#)
 障害や遺族（葬祭料）や介護補償など [「その他の労災の請求手続」](#)
 最近のニュース [「労災補償の話題」](#)

| 種別 | 保険給付 | 特別支給金 | |
|---------------------------------------|---|---|---|
| 給付 療養 （補償） | 療養の給付又は療養の費用が支給される | | |
| 給付 休業 （補償） | 休業4日目から、1日につき原則として給付基礎日額の60% | 休業4日目から、1日につき原則として給付基礎日額の20% | |
| （療養）年の か月経過 傷病 （補償） 年金 | 傷病（補償）年金（傷病等級に応じ給付基礎日額の） | 傷病特別支給金（一時金） | 傷病特別年金（給付基礎日額の） |
| | 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分 | 第1級 114万円 第2級 107万円 第3級 100万円 | 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分 |
| （治った後に身体に障害が残ったと） 障害 （補償） 給付 | 障害（補償）年金（障害等級に応じ給付基礎日額の） | 障害特別支給金（一時金） | 障害特別年金（算定基礎日額の） |
| | 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分 第4級 213日分 第5級 184日分 第6級 156日分 第7級 131日分 | 第1級 342万円 第2級 320万円 第3級 300万円 第4級 264万円 第5級 225万円 第6級 192万円 第7級 159万円 | 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分 第4級 213日分 第5級 184日分 第6級 156日分 第7級 131日分 |

| | | | |
|----------------------------------|---|---|---|
| | <p>障害(補償)年金前払一時金</p> <p>年金受給権者の請求により、障害等級に応じ給付基礎日額の1340日分～200日分を前払いする。</p> <p>障害(補償)年金差額一時金</p> <p>年金受給権者が死亡した場合に、既支払年金額(前払一時金含む)が障害等級に応じ給付基礎日額の1340日分～560日分に満たないときは、その差額を支給する。</p> | <p>障害特別年金差額一時金</p> <p>年金受給権者が死亡した場合に、既支払年金額(前払一時金含む)が障害等級に応じ算定基礎日額の1340日分～560日分に満たないときは、その差額を支給する。</p> | |
| | <p>障害(補償)年金(障害等級に応じ給付基礎日額の)</p> <p>第8級 503日分 第9級 391日分 第10級 302日分 第11級 223日分 第12級 156日分 第13級 101日分 第14級 56日分</p> | <p>障害特別支給金(一時金)</p> <p>第8級 342万円 第9級 320万円 第10級 300万円 第11級 264万円 第12級 225万円 第13級 192万円 第14級 159万円</p> | <p>障害特別年金(算定基礎日額の)</p> <p>第8級 503日分 第9級 391日分 第10級 302日分 第11級 223日分 第12級 156日分 第13級 101日分 第14級 56日分</p> |
| <p>遺族(補償)給付 (労働者が死亡したとき)</p> | <p>遺族(補償)年金</p> <p>年金受給資格者のうち、最先順位者(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順)に対し、その者と生計を同じくしている受給資格者の数に応じて支給される。</p> <p>遺族1人 153日分 175日分(*) 遺族2人 201日分 遺族3人 223日分</p> | <p>遺族特別支給金(一時金)</p> <p>300万円</p> | <p>遺族特別年金(算定基礎日額の)</p> <p>遺族1人 153日分 又は175日分(*) 遺族2人 201日分 遺族3人 223日分 遺族4人以上 245日分</p> <p>(*) 175日分は</p> |

| | | | |
|------|---|--|---|
| | <p>遺族 4 人以上 245 日分</p> <p>(*) 175 日分は遺族が 55 歳以上又は障害のある妻。</p> | | <p>遺族が 55 歳以上又は障害のある妻。</p> |
| | <p>遺族(補償)年金前払一時金</p> <p>年金受給権者の請求により、給付基礎日額の 1,000 日分までの前払いが行なわれる。</p> | | <p>遺族特別一時金</p> <p>遺族(補償)一時金の受給権者に対し、給付基礎日額を算定基礎日額に読み替えて算出した額が支給される。</p> |
| | <p>遺族(補償)一時金</p> <p>① 遺族(補償)年金受給資格者がいない場合に、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の最先順位者に対し、給付基礎日額の 1,000 日分が支給される。</p> <p>② 遺族(補償)年金の受給権者となった者がすべて失権した時点で既支給年金額(前払一時金を含む)が給付基礎日額の 1,000 日分に満たないときは、その差額が支給される。</p> | | |
| 葬祭料等 | <p>葬祭料(葬祭給付)</p> <p>① 31.5 万円+給付基礎日額の 30 日分</p> <p>② 給付基礎日額の 60 日分 (①②のいずれか高い額)</p> | | |

| | | |
|--------------------------------------|---|--|
| <p>介護(補償)給付 (年金受給者で介護を要する場合)</p> | <p>介護(補償)給付 (平成 23.4.1 現在)</p> <p>① 常時介護を要する者 104,530 円を上限に介護費用として支出した額が支給される。但し、親族等の介護で介護費用を支出していないか、支出した額が 56,720 円を下回る場合は、一律 56,720 円が支給される。</p> <p>② 随時介護を要する者 52,270 円を上限に介護費用として支出した額が支給される。但し、親族等の介護で介護費用を支出していないか、支出した額が 28,360 円を下回る場合は、一律 28,360 円が支給される。</p> | |
| <p>二次健康診断等給付</p> | <p>二次健康診断等給付</p> <p>「血圧,血中脂質,血糖,肥満度」のいずれにも異常所見がある場合、二次健康診断と二次健診の結果に基づく特別保健指導の費用が労災から支給される。</p> | |

[編注]

- 1) 給付基礎日額は、平均賃金相当額である。(但し最低保障額 4,250 円が設定されている。)
- 2) 年金給付及び長期(1年6月経過)療養者の休業補償給付に係る給付基礎日額には、年齢階層ごとに、最低・最高限度額が設定されている。
- 3) 遺族(補償)年金受給資格者については、本書第7章2 3)⑤「遺族補償給付」

の解説を参照のこと。

4) 算定基礎日額とは、負傷又は発病の以前 1 年間に当該労働者に支払われたボーナス等特別給与の一定額を 365 で除したものの。

5) 表中の金額は、平成 23 年 9 月 30 日現在のものである。

金額等の記載内容は変更されていることもありますので、最新の情報を別途ご確認下さるようお願いします。

附 録

労災特別加入制度一覧

| 区分 | 種類 | 作業等の内容 | 料率 |
|-------|-----------------|--|------|
| 中小事業主 | 中小事業主等 | 中小事業主が使用する労働者の所定労働時間内に行う労働者と同様の作業 | 事業の率 |
| 一人親方 | 個人タクシー・個人貨物運送業者 | 事業用自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の作業 | 14 |
| | 建設業の一人親方 | 請負工事現場における土木、建築その他の工作物の建設等の作業 | 19 |
| | 漁船による自営漁業者 | 漁船による水産動植物の採捕の作業 | 46 |
| | 林業の一人親方 | 森林の中の作業地、作業路等における伐木、木材の搬出等の作業 | 52 |
| | 医薬品の配置販売業者 | 医薬品の配置販売の作業 | 7 |
| | 再生資源取扱業者 | 再生利用を目的とした古紙、金属くず等の回収、運搬、選別、解体、集荷等の作業 | 13 |
| 特定作 | 特定農作業従事者 | 年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上の規模の事業場において行う農作業であって、動力機械を使用して行う作業、2M以上の高所における作業、酸素欠乏危険場所における作業、農薬散布に係る作業及び牛・馬・豚に接触し又は接触するおそれがある作業 | 9 |

| | | | |
|-------|---------------|---|------|
| 業従事者 | 指定農業機械作業従事者 | 農業用トラクター等（厚生労働大臣が定める種類の機械）重度の傷害を起こす危険度が高いと認められる農業機械を用いる農作業であって、圃場又は圃道の作業場におけるもの | 5 |
| | 職場適応訓練従事者 | 職場適応訓練の委託を受けた事業主の使用する労働者と同様の作業形態で行われる当該職場適応訓練の作業 | 5 |
| | 事業主団体等委託訓練従事者 | 労働者と同様の作業形態で行われる事業主団体等委託訓練の作業 | 5 |
| | 危険有害作業の屋内労働者 | プレス機械等を使用して行う金属等の加工の作業、研削盤等を使用して行う金属製洋食器等の製造又は加工の作業、有機溶剤等を用いて行う履物等の製造又は加工の作業、粉じん作業、鉛化合物等を用いて行う陶磁器の製造の作業、動力により駆動される合糸機等を使用して行う作業及び木工機械を使用して行う仏壇等の製造又は加工の作業 | 4～18 |
| | 労働組合等の常勤役員 | 労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路その他の公共施設における集会の運営、団体交渉その他の労働組合活動に係る作業 | 4 |
| | 介護作業従事者 | 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係る作業 | 6 |
| 海外派遣者 | 国際協力事業への派遣者 | 海外の開発途上地域に対して行う技術協力の実施の事業 | 4 |
| | 国外での事業へ派遣労働者 | 国内の事業から派遣されて労働者として従事する海外の事業 | 4 |
| | 海外の中小事業主等 | 海外の中小企業の代表者等として派遣される者が行なう労働者と同様の作業 | 4 |

(注)

- 1) 料率は平成 23 年 9 月 30 日現在。
- 2) 料率欄の数字、例えば 14 は、「000 分の 14」意味である。
- 3) 特別加入の保険料は、労働局長から承認された給付基礎日額を 3 6 5 倍し（これによって求められた額を「保険料算定基礎額」という）、それに保険料率を乗じて算出する。

保険料率等の記載内容は変更されていることもありますので、最新の情報を別途ご確認下さるようお願いします。